

令和4年度 北海道建築局簡易型総合評価落札方式における 技術評価項目の一部事前登録について

令和4年3月18日
北海道建設部建築局

北海道建設部建築局(以下、「建築局」という。)において、簡易型総合評価落札方式により発注する工事における技術評価項目申請に際し、入札ごとに変動しない項目について、次のとおり事前登録を実施します。

事前登録を行うことにより、技術評価項目申請において、登録済の項目に係る添付書類を省略できます。

記

1 事前登録の対象となる項目

別添「北海道建設部建築局 簡易型総合評価落札方式 事前登録票」(以下、「登録票」という。)に記載されている項目を対象とする。

2 登録票の提出方法等

- (1) 登録票の提出方法は、入札参加資格者ごと(共同企業体の場合は、構成員それぞれ)に登録票1部、別添記載要領に記載した添付書類1部を、電子メール、郵送または持参にて提出すること。
- (2) 登録票は、令和4年度における公告につき有効とするが、有効期限が設定されている評価項目(ISO9001等)については、その有効期限までの適用とする。
- (3) 登録済みの内容に変更が生じた場合は、登録票の再提出を受け付ける。

【手順】

(1)当初の事前登録

- ① 入札参加希望者は、登録票に確認書類(証明書類等)を添付し、電子メール、郵送または持参にて建築局計画管理課計画係へ提出する。なお、電子メールで提出する場合は、登録票はEXCELファイルで、添付資料はPDFファイルで提出する。
- ② 建築局は、内容の確認を行い、支障なければ、事前登録票に評価点を記載し、PDFファイルを入札参加希望者へ送付する。
- ③ 入札参加希望者は技術評価項目申請書提出時に、確認済登録票の写しを添付する。
なお、「新規雇用」、「高齢者継続雇用」の項目については、登録内容に変更が無い場合であっても、公告日の月の初日の時点で継続雇用されていることがわかる書面(出勤簿や賃金台帳の写しなど)の提出が必要なので、注意のこと。

(2)登録内容に変更が生じた場合

※ ISO9001等の取得状況、主たる営業所の所在地などに変更が生じた場合

- ① 入札参加希望者は、随時、変更内容が反映された「登録票」に直近で交付されている確認済登録票及び変更事項に関する添付資料(証明書類等)を添付し、建築局計画管理課計画係へ

電子メール、郵送又は持参により提出する。

※留意事項: 登録票は変更箇所だけでなく、全ての項目について記載すること。

3 事前登録する内容及び添付書類

別添、「記載要領」のとおりとする。

4 登録票の提出期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日(閉庁日は除く。)

5 提出先

北海道建設部建築局計画管理課計画係

メールアドレス kensetsu.kenkei1@pref.hokkaido.lg.jp

住所 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階

※ 提出にあたっては、「総合評価落札方式事前登録」である旨、メール表題又は封筒表面に明記してください。

6 確認済登録票の使用等

(1) 確認済登録票は、令和4年度において建築局が公告する制限付一般競争入札等(公告開始時期: 令和4年4月1日から令和5年3月31日)における簡易型総合評価落札方式の技術評価項目申請において有効とする。

(2) 確認済登録票は、簡易型総合評価落札方式における技術評価項目の内容を証明する書類として使用できるものとする。この場合、技術評価項目申請書に確認済登録票の写し(PDFファイル)を添付のうえ申請するものとする。

ただし、登録済みの項目以外の技術評価項目については、別途、その内容を確認できる書面を提出しなければならない。

7 その他

別添「北海道建設部建築局 簡易型総合評価落札方式事前登録票」の様式等は、北海道建設部建築局計画管理課のホームページ

【<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/index.htm>】 からダウンロードできます。